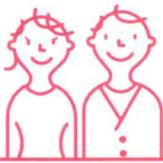
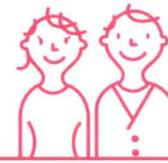


「慰安婦」問題とジェンダー平等ニュース



第6号 2011年7月15日発行



発行：「慰安婦」問題とジェンダー平等ゼミナール 〒113-0021 東京都文京区本駒込6-14-8-205 吉川気付 電話&FAX 03-3941-4838

第3回ゼミナール 開催 2011年5月29日

事務局長
棚橋昌代

「女性への暴力」との闘いは人権尊重の闘い

台風気味の大雨の中、初めての方も目立ち、九州や名古屋から、数人の男性を含めて62名の参加。女性への暴力というテーマに討論も熱気がこもったゼミとなりました。

まず吉川春子さんから「『慰安婦』問題と配偶者暴力、セクハラの根はひとつ」というテーマでの講演。1993年の国連で「女性に対する暴力撤廃宣言」以後、日本でも国会で「女性への暴力」撲滅にむけて、配偶者暴力被害者保護法制定、雇用機会均等法改正で企業にセクハラ防止を義務づけ、児童買春ボルノ処罰法などが作られた。今「慰安婦」問題を解決することは女性が性暴力に泣き寝入りしない社会への第1歩になる、との発言が。

次に杉井静子弁護士の「セクハラの本質は何か」という講演。1989年杉井さん所属の弁護士会で「セクハラ110番」を主催。この年「セクハラ」が流行語大賞に。セクハラは個人間のプライベートな問題ではなく企業の責任も問われる問題で、人格権、性的自己決定権への侵害である。暴力撤廃、人権尊重の職場環境は、男性にとっても働きやすい職場環境である。すべての人の人権が守られる社会していく第一歩が、セクハラのない職場や社会を作っていくことと強調された。

最後に全国シェルターネットの土方聖子さんが、民間シェルターの生々しい現実を語った。

DV法が吉川さんたち参議院議員の議員立法として成立し各行政でも取り組むようになり、配偶者の暴力に子どもや生活のため我慢をしてきた女性たちが勇気を奮って家を出て行政の窓口に。そこで民間シェルターに紹介され、サポートたちが生活を立て直しの支援をする。支援の基本は「切れ目のない支援」「本人の決めた方向を支援」すること。DVには圧倒的に性暴力が多く、DV法の次には性暴力禁止法の制定を望むと。どの人の人権も絶対守るという熱意でいっぱいの仕事をされているとの講演だった。

※内容の詳細については別紙資料をごらん下さい。



原発事故の避難所の女性たち

原発事故の事態收拾は容易ではない。「上野の森に原爆の火を灯して20年・平和の集い」に福島第一原発が起した事故の被災者をお招きするために、私はゼミナール世話人の木村康子さんと、6月21日、7月3日と、埼玉県加須市にある旧県立高校を訪ねた。

「グラッと揺れ、出ろといわれて夢中で走った」「家族全員の行方が分からぬ。家ごと流されたらしい。生き残った私はすまなくて供養したいが帰宅は危険と許されず、一度も町には帰っていない」1階から4階まで全村員2000人余が役場ごと避難して3ヶ月余、41歳の女性がやっと重たい口を開いてくれた。

ジェンダーゼミナール世話人・和田 章子

被災女性の辛い気持ちを思うと言葉が出ない。「下着の洗い場・干し場がない」「くれた服に着替えるのに体育館じゃダンボールの仕切りだけ」「生理汚物処理場がなくて困っている」「夜間トイレに痴漢が出る、で飲水は控えている」「食事は3食運ばれてくるが配食・掃除当番等は女の役目」というに言われぬ女ならではの辛い暮らし。震災のあおりを受けたとはいへ原発事故は「人災」。この際、我慢我慢の女も声を出そう!企画に参画し、意見を提案し、解決への道づくりをしよう!次々世代に負債を残さない!新たな決意が胸の底からこみ上げてきた。

「日本軍「慰安婦」問題の早期解決をめざす大阪のつどい」が開かれました

ジェンダーゼミナール副代表世話人・弁護士 大森 典子

大雨が降る5月11日、大阪AALA主催で、表記の「大阪のつどい」がひらかれました。まず大阪AALA事務局で編集した慰安婦問題の経過をまとめたスライド放映があり、映像によってこの問題の歴史がわかりやすく説明されました。さらにその後シャンソン歌手の松浦由美子さんが思いを込めて「慰安婦」をテーマとしたシャンソンを歌われました。その後私が『日本軍「慰安婦」問題とは、これからどう取り組むか』と題した講演を行いました。

このような集会に参加する方々は、一般の人々よりずっとこの問題に対する知識や関心をもった方々ですが、実際に被害者の被害の実情を聞いたり読んだりした方は少ないといました。具体的に被

害の実際を知っていただくことがまず一番に必要だと思いました。

そしてさらにこの問題について、その本質を隠すような議論がマスコミ等を通じて大量に流されているときに、問題を整理して正しい歴史認識をもってもらうことが重要だと思います。例えば「強制連行はあったかなかったか」という議論です。「慰安婦」問題の本質は、連行の態様にあるのではなく、「慰安所」での自由の剥奪と性的行為の強制にありました。連行の態様の問題にすり替えようとした右翼の言説がいかに世界から笑いものになったかをきちんと知っていただくことが、この問題の正しい認識と国際世論の流れを理解していただくうえでも重要です。

大東市野崎の「従軍慰安婦」慰霊の碑を訪ねて

ジェンダーゼミナール世話人
大阪AALA委員会 四ツ谷 光子

私たち「日本軍『慰安婦』問題の早期解決をめざす大阪のつどい」は、4月28日、大阪府大東市にある「慰安婦」の慰霊の碑を訪ね、13人が参加しました。元参議院議員吉川春子さんにも、一泊で参加いただきました。大東は野崎観音で有名ですが、「慰霊碑」はその野崎観音のある山の中腹、宝頭不動院の敷地内に新緑に囲まれてひっそりと立っていました。

1992年 在日朝鮮・韓国人でつくる「従軍慰安婦問題を考える会」と大東市の調査で碑の存在がわかったそうです。1977年に大阪市内在住であった石田龍雲氏(故人)が建立、遺族の方が守ってこられたのです。賛同者に名をつらねておられる元大東市議会議長、野村氏(故人)によれば「彼(石田龍雲氏)は陸軍兵士で自らも戦争にいき『あの女の人はかわいそうで心が痛んだ』と建立の動機を語っておられた」とのことです。碑には「大東亜戦争没日韓看護婦慰霊の碑」「いくさ人いたわり助け育みし看護の労を永久に称えぬ 丁巳秋日 龍雲作 龍晃山」と刻まれていました。

この碑を大東革新懇(平和・民主・革新の日本をめざす大東の会)の方たちが中心となり、見守ってこられました。

大阪AALAは94年からこの問題にとりくんできました。私はこの見学を機に、「慰安婦」の問題をもっともっと多くの人たちに知らせるためにも、大東にあるこの慰霊の碑の存在を、大阪中、全国にも広く知らせていかなければと改めて強い思いに駆られています。裏面はほとんど消えかかっていましたが、「大東亜戦争33回忌をむかえて『この碑は大東亜戦没朝鮮処女 女子挺身隊7万余人 日本看護婦2万余人の尊き英靈を祀るために建立す 心ある人々のご参拝を心を込めて願う』と読みました。



野崎の「従軍慰安婦」慰霊の碑の前で

鴨川市に「名も無き女の碑」創立者のご遺族を訪問

ジェンダーゼミナール世話人
後藤 ひろみ

去る4月12日、吉川さん、和田さん、そして後藤の3人は、NPO安房文化遺産フォーラムの愛沢伸雄さん、池田恵美子さんの案内で千葉県鴨川市に、「名も無き女の碑」を建立した刈込さんのご遺族を訪ねました。ご遺族は91歳になる刈込さんの夫人とご長男の方です。

夫人によれば「夫は28年前に亡くなった。碑を建立した理由は、戦争中夫はパラオ諸島のコロール島で、辛うじて生き残った。アンガル島で戦友が全滅。戦後、和菓子業から、洋菓子へ商売替えをするために、東京の井谷さんに弟子入り。偶然戦争中、同じ島にいたことがわかり、意気投合。軍人は靖国神社に祭られるのに、女たちは犬死だと、『慰安婦』たちの悲惨な最期と戦後の対応が何も無いことに深く同情。二人で慰霊碑を建立することになった。碑ははじめ、別の寺の忠魂碑の隣に建てようとしたが、檀家の代表が『汚らわしい』と反対したため、刈込夫人の檀家の寺に建立。石碑建立の土地は、寺檀家代表と一緒に探してくれた」と、このような経緯の後、昭和40年『名も無き女の碑』が建立された。」

碑の表文は井谷さん(故人)。部落の人たちが碑のことを何だろうと語り合っていたので、刈込夫人の説明により以後好意的に掃除

などをしてくれている。最近、誰かがきれいな造花を飾ってあり、心を寄せている人がいることがわかった。

その席上、愛沢さん、吉川さんの提案で石碑の顕彰の話が出た。安房文化遺産フォーラムの池田さんによると10月頃を考えているという。ゼミナールとしてもぜひ会員に呼びかけて参加したいと思います。



鴨川・刈込さんの妻を囲んで

>市議会に陳情書を！ 帯広の会員からの手紙 <

ゼミナールの会員で帯広在住の畠中恵美子さんは、市議会に『慰安婦』問題に対する意見書提出の採択を求める「陳情書」と、「意見書」文案を提出。下記は畠中さんの手紙です。意見は7月19日に述べるそうです。

21年間、地域労連の専従を自問自答しながら続けてきましたが、昨年11月に退職いたしました。労働運動といわば燃焼しきった状態にありますが、唯一「慰安婦」問題については心残りでした。

退職後、ゼミナールへのご縁もあり、まず帯広市議会への意見書提出からとの思いで行動をいたしました。

事務局の一人は以前、「ナヌムの家」の絵画展を市役所本館のロビーでやりたいと何度も交渉した相手でもありました。当時は安部内閣の時で地元中川昭一議員も健在で嵐のような中でおこなわれました。(中略)カン・イルチュルさんの証言集会、明くる年のイルチュルさんと吉川春子さんの講演とずいぶん大胆なことに関わってきました。(中略)

総務文教委員会では顔見知りの右翼的な議員もいます。反対意見が予想されますが、そのような議員の前で主張するのは私にとっては苦手なものではありません。この問題は人権・人道に関わる問題であり、思想・信条は関係ありません。そのような立場で主張するつもりです。

帯広市 畠中恵美子

第3回ゼミナール 参加者からの手紙

今回のゼミナールを受けて印象に残ったのは今のセクシャルハラスメント・パワーハラスメントの実態でした。夫が放つ「誰に食わせてもたっているんだ」という言葉と性暴力。実例を聞きながら一体どのような事がセクハラ・パワハラなのか分かりとても良かったです。

私は1年ほどの韓国で生活をしていたのですが、ある時「日本という国の印象」について、どう思うかと聞いてみたところ、ある20代の男性が「いやらしいイメージ」と答えました。きっとそんなイメージは日本帝国時代に存在した“日本軍”従軍慰安婦のことや、日本のポルノ映像が(AV)が韓国や中国ですごい人気があるからでしょうか。

このような問題を思い、これからどう解決して行こうかと思う時に、絶対男性との共同解決が必要です。今回のゼミではやはり熱心な女性の姿が多くみられ、それに比べて男性は少なかったように思いました。しかしこれは女性だけの問題ではないのです。どのようにしたら男性も参加しやすくなるのか、そこが今後の課題だと思いました。

相模原市・櫻井すみれ



活発な討議のグループディスカッション

! 5月6月の取組みから

- 5月 8日(日) 「慰安婦」問題ってなーに 豊川市民文化会館／東三河すすめる会(準)／水野磯子
- 5月11日(水) 「慰安婦」問題の早期解決を求める大坂の集い 大阪AALA／大森典子弁護士
- 5月12日(木) 「慰安婦」問題の解決へ、ジェンダー平等・人権・その解決への展望 名古屋市緑ふれあいセンター／新婦人緑・天白支部／水野磯子
- 5月14日(金) 「慰安婦」問題の解決を－自治体決議を国にあげよう 尾張旭市勤労青少年ホーム／尾張旭・瀬戸「つくる会」／水野磯子
- 5月20日(金) 「女たちへ」碑の見学 沖縄県宮古島／宮崎信恵
- 6月 4日(土) 「慰安婦」問題学習会 東京東村山市新婦人／吉川春子
- 6月 5日(日) 日韓中子どもの絵本展 国立オリンピック記念青少年センター／子どもの本9条の会／後藤ひろみ
- 6月11日(土) 「慰安婦」と女性差別撤廃条約のための集会 船橋市／千葉AALA／高森高子弁護士・吉川春子
- 6月14日(火) 「慰安婦」問題 立教大学・セントボール会館 立教セカンドステージ大学ウイメンズクラブ／吉川春子
- 6月19日(日) 母親大会分科会 国立婦人会館／埼玉母親大会／吉川春子
- 6月26日(日) 母親大会分科会 春日部市民文化会館／春日部母親大会／吉川春子



春日部市で行われた母親大会で
紙芝居を披露



第3回ゼミナールの 感想・意見アンケートから抜粋

- 「慰安婦」問題は過去のものではないの認識ができた。国際的な視野でいつも吉川さんが話され、政治を変えていく課題もよく見えた。
- 「慰安婦」問題を国民に真実を知らせず、日本政府は国際的に見て、これほどの恥じはない。
- 日本政府の責任を追及する私達の役割を感じた。頭の中では理解するが、日常的には遠い問題になり勝ち。行動しなければ..
- セクハラがどのような権利を侵害しているかを整理して聞いてよかったです。総べての人の人権が守られる法整備の大切さが理解できた。
- シェルターでの女性の具体的な声とシェルターネットの取組みの事が聞いてとてもよかったです。
- 「『切れ目のない支援』が大震災の支援でも必要です」の言葉こそ今の日本に必要なことではないか。
- 「恥ずかしい」と思ったことを声に出す勇気が必要と痛感した。

今後取り上げてほしいテーマ

- 「慰安婦」の時代の日中関係の歴史。
- 貧困とDV ●性教育について ●人権の問題
- 「慰安婦」問題と男女平等の今の問題と2つ並列して考える解決の方向性を追求したい。

第4回「慰安婦」問題とジェンダー平等ゼミナールのお知らせ

「慰安婦」「女性への暴力」そして「貧困の女性化」を考える

私たちは去る5月29日に第3回ゼミナールで、日本社会にはびこる配偶者暴力とセク・ハラと「慰安婦」問題の関係について考えるゼミナールを行いました。今回はさらに暴力と女性の貧困との関係について考えます。また「慰安婦」問題はなぜ起きたのか、その歴史的背景に迫りたいと思います。

戦後60年余、未解決のまま放置されている「慰安婦」問題。被害者の方の訃報を受け取るたびに一刻も早い謝罪、補償を、と願わざにいられません。「慰安婦」問題の早期解決を実現させるために学びましょう。

日 時：2011年9月19日（月・敬老の日） 13:00～16:30

場 所：シルバーセンター（文京シビックホール4階）
低層用のエレベータでお越しください。



講演と講師紹介

講演① 女性の貧困と「女性への暴力」

講 師：橋本佳子さん

弁護士（東京法律事務所所属）
日本弁護士連合会理事、日弁連両性の平等に関する委員会、
貧困対策本部メンバー

講演② 「慰安婦」問題の歴史的背景について

講 師：鈴木裕子さん

女性史研究家、
「慰安婦」問題や女性史について研究・講演活動を精力的に行う。
著書：昭和の女性史（岩波ブックレット）
：「従軍慰安婦」問題と性暴力（未来社）他著書多数

特別報告

来る8月12日～15日、韓国ソウルで開催される第10回日本軍「慰安婦」問題解決のためのアジア連帯会議に野党法案提供者として出席する吉川春子さんが特別報告を行います。



交 通：①丸の内線 後楽園駅
(4番出口)徒歩1分

②南北線 後楽園駅
(5番出口)徒歩1分

③三田線・大江戸線 春日駅
(文京シビックセンター連絡口)

④JR総武線 水道橋駅
(東口)徒歩9分

連絡先：090-4227-7478

世話人のひとこと

宮崎信恵

太平洋戦争真最中の1942年に生まれた私は、戦後の復興から今日に至る60年余の歩みの中で、大切な「忘れもの」が置き去りにされてきたことが気になっている。

今日、多くの人の尊厳が軽視されているのも、女性の人権がないがしろにされているのも、また、平和が脅かされているのも、その「忘れもの」のせいではないかと。

一部の右翼勢力は、「忘れもの」などなかったかのように、あの忌まわしい戦争を美化し、加害責任を塗りつぶそうと躍起になっている。しかしそれはとんでもないことで、戦後の私たちの社会が積み残してきた「大きな忘れもの」、つまり戦争の加害責任について、しっかりと目をむけなくてはいけないのではないかと。

あの国家が犯した人権侵害の最たるものとしてのハンセン病問題は、いまだ多くの課題を抱えているとはいえ、世論の大きなうねりの中で一応の解決を見た。しかし、戦争の加害責任としての最たる「慰安婦」問題は大きな世論とはなり得ていない。それどころか多くの人がそれから目を逸らそうとさえしている。高齢の身をいといながら國の責任を訴えている「慰安婦」とされた方たちと笑顔で向きあえる日が1日も速く来ることを願って、そして私たちのあしたの社会が平和で、どんな人の人権も大切にされる社会をつくるために、この「慰安婦」問題とジェンダー平等ゼミナールで、これからも頑張りたいと思っている。

お知らせ

ジェンダーニュース
第7号原稿募集

皆さまの地域での「慰安婦」問題の取り組み、ニュースへの注文、感想等なんでも結構です。原稿をお寄せください。字数600字以内、9月10日締め切り。

会費・カンパ
納入のお願い

新年度に入りまだ、年会費1000円を納入されていない方がいらっしゃいます。忘れている方はどうぞよろしくお願いします。新しい会員が続々増えています。

振込先：郵貯銀行口座へ
加入者名：「慰安婦」問題とジェンダー平等ゼミナール
口座番号：0270-5-140303

【第3回セミナー講演まとめ】

2011・5・29

「慰安婦」問題と配偶者暴力(DV)、 セクシャルハラスメントの根はひとつ

吉川 春子

1なぜセクシャルハラスメント、ドメスティックバイオレンスをとりあげるのか

かつて朝鮮半島を植民地支配していた時代に女性の人権を極限まで蹂躪した「慰安婦」制度への反省のなさが、現代の日本の「女性の暴力撤廃」にも影を落としている。

2「女性への暴力」撤廃への取り組みがすすむ 国際社会

「慰安婦」被害者のキム・ハクスンさんが1991年に名乗りをあげて、日本と世界の世論は沸騰した。1993年12月国連は「女性に対する暴力撤廃宣言」採択。第一条では「女性に対する暴力は肉体的、精神的、性的、心理的損害、または苦痛が生じるであろう性に基づくあらゆる暴力行為」と規定。その中で

「家庭内」、「社会」、「政府が行い、黙認する暴力」(=「慰安婦」・性奴隸、ボスニアヘルツゴビナの強制妊娠)の3に分類した。1995年北京の第4回国連世界女性会議で、国家が許す性暴力として初めて「性的奴隸」について行動綱領で明記。被害者への補償、犯罪行為者の訴追を規定した。諸外国は日本政府へ「『慰安婦』決議」を突き付け責任追及をしている。

二千年「国連成果文書」は「配偶者暴力」

=ドメスティック・バイオレンス(DV)は女性への人権侵害だと規定、対策重視を打ち出した。

3 日本の国会で「女性への暴力」撤廃の動き

1997年に東京都、その後政府も4回「女性への暴力」調査。その結果3人に1人が配偶者の暴力で苦しんでいる事が判明し、DV被害者保護法が立法された。98年に「児童買春ポルノ処罰法」制定。だが沖縄の基地の性暴力が世界1発生。他方野党が民法の改正案(選択的夫婦別姓、婚外子の相続差別廃止、婚姻年齢)を8回提案しすべて廃案になった。

4 日本人「慰安婦」は1人も名乗りでない

「慰安婦」被害者が韓国で二百八十数人、中国、フィリピン、インドネシア、オランダでも名乗りをあげ、謝罪・保障、犯罪人の訴追をすべしという国際的な勧告が多数日本に向けられている。しかし日本人「慰安婦」は1人も名乗りをあげない。日本は性暴力被害者が最も名乗り出にくい国である。今「慰安婦」問題を解決する意味は、国内的には、女性が性暴力に泣き寝入りしない社会への第1歩に、国際的には戦争加害責任を果たし、女性への暴力撤廃に取り組んでいる世界に貢献することである。

「セクハラの本質は何か」

杉井静子

1 セクシャルハラスメントという用語

セクシャルハラスメントは 1970 年代にアメリカでのフェミニスト運動の高揚と共に、その言葉が発見され、数々の訴訟の提起。70 年代後半には勝訴判決が相つぎ、1980 年には雇用機会均等委員会は、セクハラに関するガイドラインをつくり、その認識が広まった。1986 年の連邦最高裁がセクシャルハラスメントを「性差別」と認める判決が転機になって、アメリカでのセクルハラに対する告発提訴が極めて盛んになった。

日本では、1989 年に、東京都の労政事務所の女性・労働相談の中にセクシャルハラスメントという項目を初めて入れたことが転機。この年、第二東京弁護士会で、私が責任者で、セクハラ 110 番を行った。その年の流行語大賞に「セクハラ」が選ばれ、その後一挙にセクハラという言葉が広がる。この年福岡地裁でも、出版社を相手にセクシャルハラスメントの最初の本格的な訴訟が提訴され後に良い判決がでた。セクハラについて、最広義として「相手方の意に反する性的な言動」と私は言っている。

しかし、これが職場のセクハラということになると、基本的には（資料 1）男女雇用機会均等法第 11 条に「職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措

置」という形で定義。1999 年に均等法で規定がされたのは、本当に感激。いろいろな形で女性たちが声をあげたことが大きい。

2 セクハラは性支配（性および生殖能力に対する支配）の一形態

（1）国家権力による女性の直接的な性の支配

従軍慰安婦も含めて、戦前の家制度の下での男性支配の婚姻制度、そこの中でも男性にとっての一夫多妻制、妻妾制、姦通罪、公娼制度などこういうものが国家権力による女性への性支配。

（2）国家権力にはよらない民間領域（企業・学校・社会）での権力をカサにきた性支配——家庭内（親密な間柄）の場合は DV

日本では、“家庭に法は入らず”という格言が法律家の間では当然と考えられ、家庭内の暴力などは全く見過ごされてきた。また、企業、学校、社会の公共の場面での性支配についても、“憲法は私人間には及ばない”という議論が一昔前では当然のことのように言われ、人権侵害も放置されていたのが実情。セクハラは女性の職場進出に伴って意識されてきた。

3 セクハラの背景にあるもの

（1）性のダブルスタンダード

生殖のための性と快楽のための性とを分離し、男は子孫を残すためには妻との関係を

結ぶが、快樂のための性は娼婦でまかぬと
いう二重構造がセクハラの背景にある。

(1) ダブルスタンダードを正当化する理由づけ

男は本能的に性的欲求を強くもっている。
それを抑圧するのは不合理。男の性は攻撃的、
性は男から求めるもの。女性は性的欲求を本
来持っていない。

(2) 男女の不平等

女性の男性への経済的従属。婚姻関係が悪
くなつた時に夫が妻に「誰に食わせてもらつ
てると思ってるのか！」という。根強い古典
的な役割分業意識と女性蔑視がある。

4 セクハラはどんな権利を侵害して いるのか

(1) 働く権利（憲法27条1項）を侵害

このように圧倒的多数が特に職場のセクハ
ラの場合は失職につながり、働く権利の侵害
である。

(2) 人格権の侵害

（性的自己決定権を含む）

名古屋高裁の金沢支部の判決(H8.10.30)の
中でも、セクハラというのは性的自己決定の
自由等のプライバシーを含む人格権を侵害
するのだという規定の仕方をしている。二重
の意味で人権侵害だ。

5 セクハラへの対応のいくつかの流れ

(1) ジェンダー雇用平等（働く権利）

働く権利の侵害、雇用の平等の侵害。

(2) 女性への暴力撤廃（人格権）

国連は女性に対する暴力のひとつとして
セクハラを位置づけている。

(3) 敵対的職場環境（モッピングに反対す る労使協定）

EUなどでは職場環境を悪化、働きにく
い職場をなくすという方向。1987年にEU
が「職場における女性の尊厳、EC加盟国
におけるセクシャルハラスメント問題に関
するレポート」をだし、1991年には「職場
における女性及び男性の尊厳に関する勧
告」をだす。

6 セクハラや暴力のない職場、社会づくり をしよう

セクハラ、暴力のない職場・社会は男性に
とっても働きやすい生きやすい社会になる。
いい職場環境にしていくことは、女性だけの
問題ではなく、日本における男女の人権をど
う保障していくかの問題であり、セクハラを
なくすことが人権が守られる社会にしてい
くための、非常に重要な第一歩なのだ。

配偶者からの暴力の防止と被害者支援

土方 麻子

1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律—DV 防止法」施行

95 年北京の世界女性会議に当時公務員で多摩地域の男女平等施策の担当として参加。日本から 6 千人の女性たちが参加し、日本の社会を本当の意味の男女平等社会、男女共同参画社会にしようと熱いも思いでて北京から帰ってきた。北京の行動綱領の中の「女性に対する暴力」を根絶しなければ、日本も本当の意味での男女平等社会にならないと 2001 年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に対する法律、DV 法ができた。3 年ごと 2 回見直しがされた。

2 DV サポートのはじまり

“苦しい時には苦しいと言っていいんだ”というのが、北京会議の大きな訴えだった。配偶者の追跡を恐れ民間シェルターを作り活動している。

3 DV 被害者支援活動の中から見えてくるもの

民間シェルターは全国で約 100 箇所あり、67 団体で組織をしている。シェルターには、男性、女性子ども、年代は 30、40 代が非常に多い。

2, 3 月先頃、内閣府からの依託での無料

電話相談ホットラインを行い全国の 2 万人とつながり、痛ましい、性虐待、暴力の涙ながらの話を聞いた。

被害当事者をそのままにしてはいけない、切れ目のない支援、これが DV 支援現場の一番大きなこと。

4 民間シェルターの役目

社会、職場、家庭の中でも、誰かの我慢があって、そこが成り立たないということはあってはならない。

それがないような対応をしています。来られた方には、あなたがあなたらしく生きるために、私たちがサポートするから、私たちを利用するだけ利用してください、あなたは今は人のお世話になっているけれど、いつかは必ず誰か人様に何かしてあげられる時がくるでしょうから、今はひとに甘えることが、あなたにとって一番大事なことなのよ、そしてあなたはあなたといっしょに逃げてきたお子さんと生き抜くのよ、それがあなたの一番大きな役目なのよと言う。公的な支援等をうけ今後の方向が決まると、来た時は悲壮感漂っていたお顔が、いい面持ちになり、「ありがとうございました、私は強く生きるよ」と言われ出いかれる。私たちの活動は、女性の人権を守ることであり、本人が選択したことサポートするのが基本姿勢だ。DV には性暴力が多く、是非、性暴力禁止法を作っていただくように議員の方々にお願いしているところである。